

令和4年度 中野市小中学校 ICT センターサーバ更改業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、中野市（以下「市」という。）が中野市小中学校 ICT センターサーバ更改業務（以下「本事業」という。）を委託するに当たり、参加資格、手続きを定め、最適な事業者を選定することを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

中野市小中学校 ICT センターサーバ更改業務委託

(2) 業務内容

別紙「中野市小中学校 ICT センターサーバ更改業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書は、最適候補者として選定された事業者等の技術提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(3) 履行期間

構築業務：契約締結の日から令和4年8月31日まで

運用業務：令和4年9月1日から令和9年8月31日まで

(4) 事業規模

本プロポーザルの上限提案額は、66,122,000円（税抜）とする。

なお、令和4年度の上限提案額は、年額21,002,420円（税抜）とする。

3 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書を提出する日において、次の要件をすべて満たしている単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限時において、令和4・5・6年度中野市物品等競争入札参加資格者名簿の【業務委託】の「418A コンピュータ業務-ソフトウェア開発・改修」、「418B コンピュータ業務-システム運用・監視」、「418C コンピュータ業務-ハードウェア保守」に登録がある者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限時において、中野市における製造の請負、物品の買入れその他の契約に関する規則（平成17年中野市規則第43号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 中野市暴力団排除条例（平成24年中野市条例第8号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (7) 都道府県税及び市町村（区）税の滞納がない者

- (8) 平成 29 年度以降、国又は地方公共団体から発注された同種業務を受託した実績を有する者であること。ただし、元請けで、完了済みのものに限る。

#### 4 参加表明書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出するものとする。

##### (1) 提出書類及び提出部数

- ア 参加表明書（様式 1） 1 部
- イ 事業者概要調書（様式 2） 5 部
- ウ 業務実績調書（様式 3） 5 部

##### (2) 提出期間

- ア 期間 令和 4 年 3 月 22 日（火）から令和 4 年 4 月 7 日（木）まで  
（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）
- イ 時間 午前 9 時から午後 5 時まで

##### (3) 提出先

中野市三好町一丁目 3 番 19 号  
中野市教育委員会事務局学校教育課学校教育係（市役所 2 階）

##### (4) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、「配達証明付き書留郵便」とし、提出期限までに必着とする。

##### (5) 参加資格の確認及び企画提案書の提出要請

市は、参加表明書の提出があった者（以下「参加表明者」という。）について、提出された参加表明書に基づき参加資格の適格を確認し、適格者と認めた参加表明者（以下「参加適格者」という。）に参加資格の確認結果と企画提案書の提出要請をするものとし、その他の参加表明者（以下「参加不適格者」という。）には参加資格の確認結果を通知するものとする。

##### (6) 参加不適格者に対する理由の説明

参加不適格者は、市に対してその理由の説明を求めることができる。

#### 5 質問の受付と回答

##### (1) 質問の受付

###### ア 受付期間

令和 4 年 3 月 22 日（火）から令和 4 年 4 月 1 日（金）まで  
（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

###### イ 提出先

中野市教育委員会事務局学校教育課学校教育係  
電子メール kyoiku@city.nakano.nagano.jp

###### ウ 提出方法

質問書（様式 7）に質問事項を入力し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、電子メールの添付ファイルとして送信すること。

なお、送信後、市へ着信の確認を行うこと。

(2) 質疑への回答

ア 回答期限

令和4年4月4日（月）

イ 回答方法

回答期限までに市公式ホームページに掲載する。

(3) 質問内容

参加表明書及び企画提案書の作成又は提出に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

6 企画提案書の受付

参加適格者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式4） 1部

イ 企画提案書（様式5） 5部

ウ 提案価格見積書（様式6） 1部

エ イのデータを記録したCD 1部

(2) 提出期間

ア 期間 令和4年4月8日（金）から令和4年4月15日（金）まで

（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

イ 時間 午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、「配達証明付き書留郵便」とし、提出期限までに必着とする。

(4) 体裁

別紙「中野市小中学校 ICT センターサーバ更改業務委託企画提案書作成要領」を参照すること。

(5) 企画提案書に係るヒアリング

企画提案書に基づき、ヒアリングを実施する。

ア 期日 令和4年4月22日（金）

イ 時間 企画提案書提出者に別途通知する。

ウ ヒアリングへの出席者は、事業者の責任者を含め5人以内とする。

7 最適候補者の選定

(1) 審査委員会

最適候補者及び次点者を選定するため、「中野市小中学校 ICT センターサーバ更改業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置するものとする。

なお、審査の公正を期すため、審査委員名簿は審査結果に併せて公表するものとする。

(2) 企画提案書の評価・審査

ア ヒアリングの実施

審査委員会は、前記6(5)に基づくヒアリングを実施するものとする。

イ 企画提案書の評価

審査委員会は、中野市小中学校 ICT センターサーバ更改業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき企画提案書を評価するものとする。

ウ 最適候補者等の選定

審査委員会は、審査要領に基づき最適候補者及び次点者を選定するものとする。

(3) 審査結果の取扱い

ア 審査結果は、企画提案者に通知するものとし、後日公表するものとする。

イ 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けないものとする。

8 特記事項

(1) 仕様書に定めのない事項で、業務委託に必要な事項については、本市と本事業受託者との間で協議し、その都度定める。

(2) 本事業受託者は、業務の遂行に当たって、本市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密は他人に漏らしてはならない。また、契約期間終了後においても同様とする。

9 その他

(1) 失格

参加表明者が、次のいずれかに該当する場合、失格とすることがある。

ア 審査委員会委員、事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合

エ 提案価格見積書の記載金額が上限提案額を超えた場合

オ 企画提案書のヒアリングに出席しない場合

(2) 参加の辞退

参加適格者は、企画提案書提出期限まで随時、参加を辞退することができるものとする。この場合、書面に理由等を記載し、市に提出するものとする。

(3) 追加資料の提出

提出された書類に関して、市から内容確認の問い合わせ又は追加資料の提出を求めた場合、参加表明者は、対応するものとする。

(4) 本プロポーザル後の契約の予定

ア 最適候補者との契約

市は、最適候補者と随意契約により契約するものとする。

イ 最適候補者は、業務の入札に応じられなくなった場合又は契約の締結ができないことが明らかとなった場合、速やかに書面により届け出ること。

ウ 市は、最適候補者が契約の締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合又はその他の理由によって契約ができなくなった場合、最適候補者との交渉を取りやめ、次点者と交渉するものとする。

- (5) 提出後の参加表明書又は企画提案書の内容変更  
提出後の参加表明書又は企画提案書の内容変更は、原則として認めない。
- (6) 企画提案の履行  
受注者は、企画提案書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。  
ただし、企画提案書のうち、市が不要と認めるものは除くものとする。
- (7) その他
  - ア 参加表明書、企画提案書、ヒアリング等に要する一切の費用は、参加表明者の負担とすること。
  - イ 提出された参加表明書及び企画提案書の取扱い
    - ① 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
    - ② 提出された書類及びデータの著作権は、第三者に帰属すべきものを除き、各提出者に帰属するものとする。
    - ③ 提出された書類及びデータに第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。
    - ④ 第三者の著作物の使用の責めは、使用した参加表明者に全て帰するものとする。
    - ⑤ 提出された参加表明書及び企画提案書は、参加者の技術情報であることから公表しない。